



# 一般財団法人 住宅保証支援機構

Foundation for Housing of Warranty

当財団は、

1. 住宅の瑕疵、保証、保険、評価、検査などに係る公正・中立な調査研究
2. 住宅保証基金の管理・運営等を通じて、中小住宅事業者等の住宅瑕疵担保責任の履行確保への支援
3. 住宅瑕疵担保履行法に基づく制度の実施・運営

等に取り組み、住宅性能の向上、消費者の保護及び住宅関連事業者の育成等を図っています。

確かな性能・安心につなげる  
住まいづくりをサポートします

# 調査研究

**住宅の保険、保証、検査、不具合発生、設計**  
 • 施工・検査の技術等に  
 係る調査研究を実施し、  
 その成果等の情報発信を行  
 うとともに、制度の創設・改善や関係機関の業務運営への支援に繋がる  
 ように努めています。

2008年度に、  
 住宅保証研究所を設置し  
 調査研究体制の充実を図り、表1に示す調査研究を進めています。

2017年度に、  
 国土交通省や関係機関のご協力を得て、個別の保険事故情報の常時収集と分析・活用を進める体制を構築しました。  
 \*参考図A

2018年度から、  
 国土交通省の事業採択を受けて、関係機関と構成する協議会で、既存住宅の品質向上や取引円滑化に資する住宅瑕疵情報等インフラの整備を進めています。

表1 調査研究の主な実績 主に最近10年間に取り組んだもの

## 1. 不具合（雨漏り、変形など）が発生した住宅の分析調査

- ①住宅性能保証制度における不具合発生住宅の統計的な特性分析
- ②転ばぬ先の再確認（不具合事例から得られる再発防止策）
- ③戸建住宅等の不具合事例（構造・雨水浸入）の収集・整理・分析
- ④住宅保険事故情報の収集・分析・活用体制の構築 (\*参考図A)

## 2. 住宅瑕疵担保責任、保証、検査に関する研究

- ①住宅建築工事請負契約（戸建住宅）における瑕疵保証の実態調査
- ②住宅リフォーム工事契約における瑕疵保証の実態調査

## 3. 民法改正（債権関係）が住宅分野にもたらす影響の研究

- ①住宅の建設・取引や瑕疵担保責任にもたらす影響の考察
- ②「民法改正で変わる住宅トラブルへの対応」  
マイホーム講座の開催（明海大学との共催）、書籍出版⇒
- ③民法改正を受けた住宅建築工事の「標準請負契約約款」の作成



## 4. 海外の制度調査

- ①フランスAQC（建築品質機構）の調査、  
同会長ペイノー氏を招聘してワークショップの開催⇒
- ②住宅と住宅保証制度に関する世界調査と  
主要国の概況のパネル化

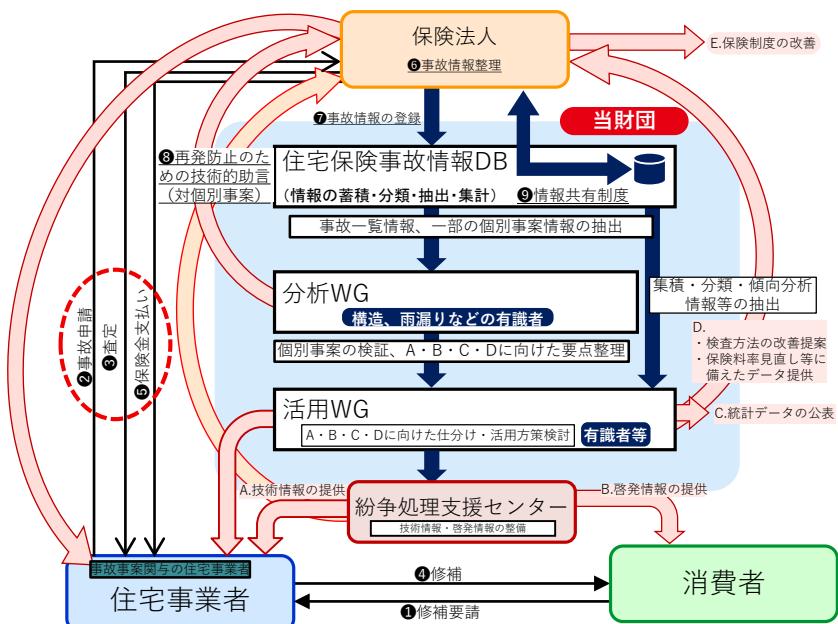


## 5. 住宅瑕疵保険制度のセーフティネットに関する研究

- ①住宅保証基金の役割を踏まえた故意・重過失等による巨大損害への  
対応方策の検討

参考図A  
保険事故 分析・活用

### ■ 住宅瑕疵に係る事故事例の収集・分析・活用の仕組み全体像



# 基金の管理

## 1. 住宅保証基金の管理運営

住宅保証基金を管理し、中小事業者が加入者である住宅瑕疵担保責任保険に係る一定以上リスクを受け持つこと等により、住宅瑕疵担保責任の履行確保を支援することとしています。\*参考図B

## 2. 住宅購入者等救済基金の管理運営

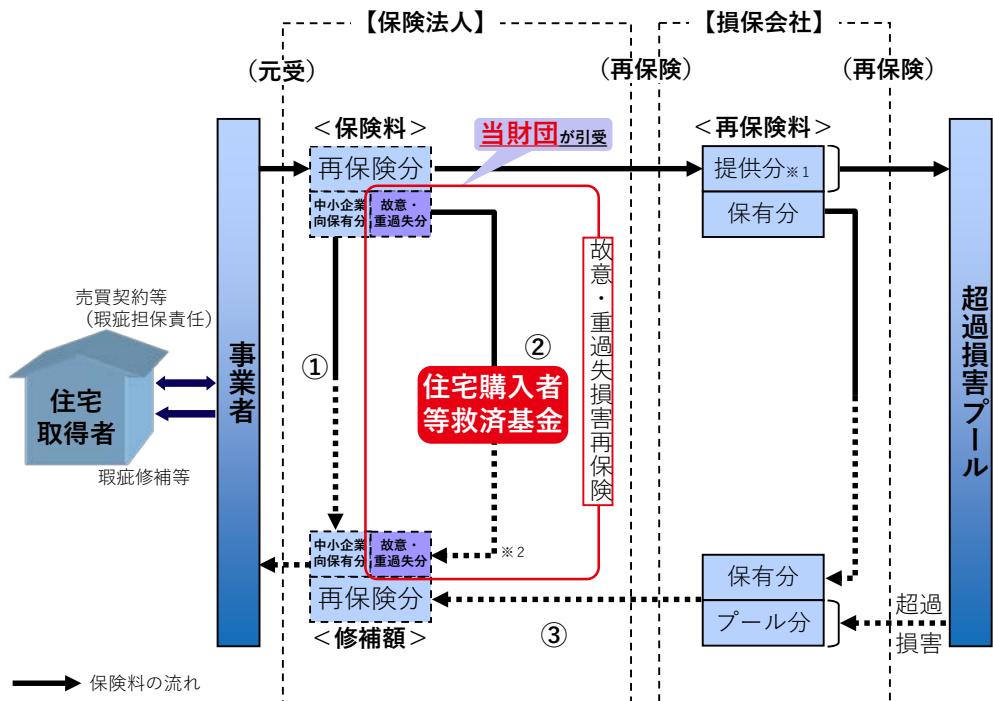
2018年10月から、故意・重過失損害再保険の引受けを開始しました。事業者(被保険者)の故意・重過失に起因する瑕疵は、通常は免責となりますが、倒産等の場合には、保険金支払対象として、住宅取得者を救済していくこととしています。

\*参考図B

年度	基金の制度創設・改善等に係る主な経緯
2006	住宅保証基金を創設 (中小住宅事業者への瑕疵保証支援)
2007	住宅保証基金を拡充 (故意・重過失等による巨大損害発生時の無利子貸付機能)
2012	住宅瑕疵担保責任保険、住宅性能保証制度の事業譲渡、住宅保証基金は引き続き当財団が管理運営
2016	「住宅保証基金に関する勉強会」を設置し、故意・重過失等による巨大損害発生時の対応方策を検討
2017	住宅瑕疵保険制度セーフティネット検討会(国土交通省設置)の報告書に、「住宅保証基金を運営する団体に、故意・重過失損害再保険を早期に譲渡すべき」旨が明記
2018	住宅購入者等救済基金を設置(再保険事業を開始)

参考図B 住宅瑕疵担保責任保険制度を支える仕組み  
(住宅保証基金と住宅購入者等救済基金の役割)

住宅瑕疵担保責任保険においては、住宅取得者の保護や中小事業者の支援等の観点から、当財団に住宅保証基金及び住宅購入者等救済基金の仕組みを構築します。



### 【住宅保証基金】

#### 【住宅保証基金の役割】

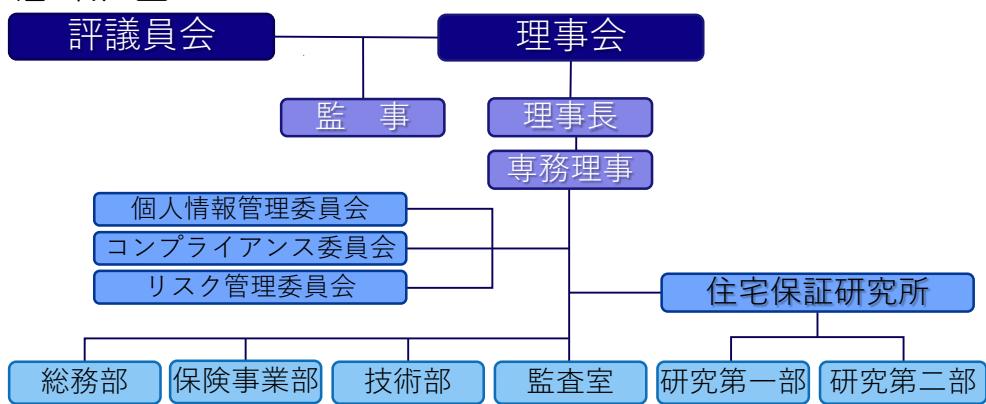
- ①中小住宅生産者向けの保険法人保有分の異常リスク対応
- ②住宅購入者等救済基金が不足した場合の無利子貸付
- ③プール限度額を超過するような巨大事故集積時の保険法人への無利子貸付

※②、③は2017年5月30日から10年間の時限措置

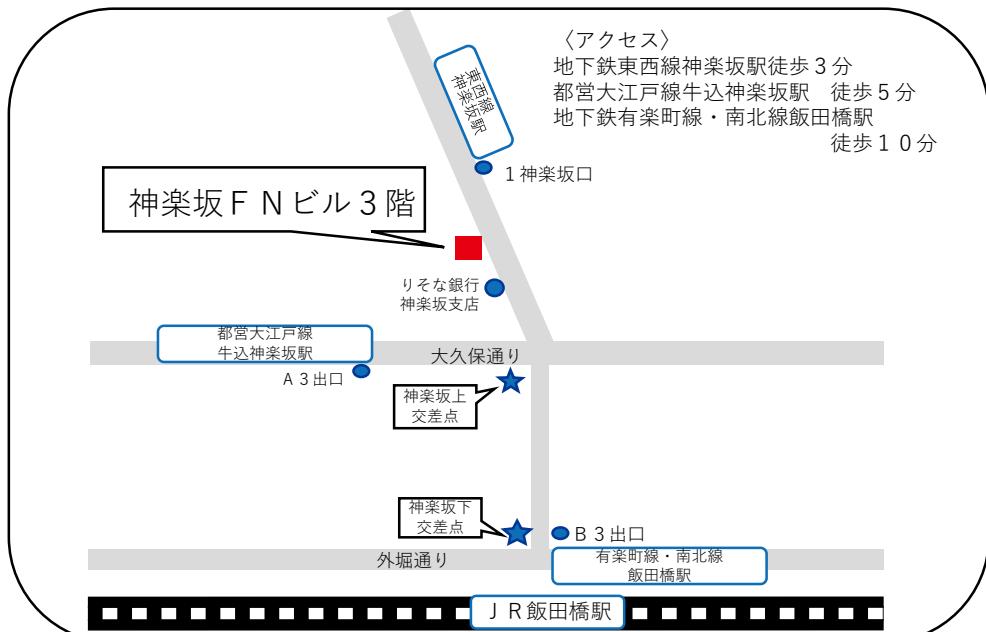
# 財団の沿革

年度	出来事
1980	「性能保証住宅登録機構（任意団体）」発足 住宅性能保証制度を創設
1982	「財団法人 性能保証住宅登録機構」発足
1999	「財団法人 住宅保証機構」に改称
2000	「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の施行に併せて、財団の諸制度を抜本改正
2005	国際住宅建設・性能保証会議（東京）を開催
2008	「住宅瑕疵担保履行法」が施行され、国土交通大臣より指定を受け、住宅瑕疵担保責任保険業務を開始
2012	住宅瑕疵担保責任保険、住宅性能保証制度に係る事業等を住宅保証機構株式会社へ譲渡
2013	一般財団法人へ移行し、 「一般財団法人 住宅保証支援機構」に改称
2018	故意・重過失損害再保険業務を開始

## 組織図



## 事務所地図



事務所住所  
〒162-0825  
東京都新宿区神楽坂 6-67  
神楽坂FNビル3階

TEL:03-6280-7241  
FAX:03-6280-7342

E-mail:  
[information@how.or.jp](mailto:information@how.or.jp)  
URL:  
[www.housing-warranty.jp](http://www.housing-warranty.jp)